



Title	スポーツ財政論の課題と方法
Author(s)	三好, 洋二
Citation	北海道大學教育學部紀要, 35, 67-75
Issue Date	1980-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/29208
Type	bulletin (article)
File Information	35_P67-75.pdf



[Instructions for use](#)

スポーツ財政論の課題と方法

三 好 洋 二

Some Aspects and Problems in the Study of a Sport Public Finance

Youji Miyoshi

目 次

はじめに	67
1. スポーツ財政とは何か	68
2. スポーツ財政研究の意義	70
3. スポーツ財政研究の課題	71
4. スポーツ財政研究の視点	73
おわりに	74

はじめに

これまで体育学研究の分野、それもとりわけスポーツ社会学の分野では、スポーツ政策研究及びその物象化としての性格を有するスポーツ財政の研究は十分な取り組みがなされてこなかったし、今日に到っても必ずしも十分な取り組みがなされていないのが現状といつてよいであろう。このようにこの分野における研究の状況は、教育学や社会教育分野における政策・財政研究に照して不可解な現象といえよう。

近年になってようやくスポーツ政策については、本格的に言及されてきているが、¹⁾ その多くは国家レベルでの政策の解明に主力が注がれており、必ずしも自治体レベルまでおいて住民との対抗関係のなかでスポーツ政策の実証的研究を展開しているものは数少ない。²⁾ さらに、スポーツ政策の実現過程である行・財政研究についてみると、行政研究ではいくつかの研究がみられるが、³⁾ 財政研究に到っては本格的に言及されたものは極めて少ない。特に、これまでの財政にかかわる研究の多くは、経費の数量の多寡を論じたものやその配分状態を論じたものなど、総じて現状の記述に終始したものでありそれがもつ意味や性格を政治的・経済的脈絡のなかで言及したものではなかった。⁴⁾ 従ってこのような研究が、スポーツ財政について現状を「知る」ということ以上のものは我々に提示しえないことは当然のことといえよう。

このようにスポーツ政策及び行・財政研究のおくれは、草深直臣氏が指摘しているように、実体としてのスポーツ政策及び行・財政の不毛性の反映であり、同時にこれらに対する科学的批判がタブーであったことによるものである。⁵⁾ さらに、いまひとつの理由は、これまでスポーツを政治的・経済的諸関係とはかかわりあいをもたない、「個人の私的な遊び」というスポーツ観が支配的であったことによるものである。

スポーツ政策及び行・財政研究のおくれは、以上のような諸条件によって規定されているわけであるが、本稿はこれまでのスポーツ政策及び行・財政研究の現状認識にたつて、スポーツ財政研究の課題や方法について検討したものである。しかし、先にも述べたように、スポー

ツ財政研究について十分な蓄積と展開をみていないという段階のなかで、その課題や方法について全面的に言及することは、筆者の研究力量からみても困難なことである。従って、ここではスポーツ財政研究の枠組とアプローチの仕方をどのように考えたらよいかということに重点が置かれていることをあらかじめおことわりしておきたい。

1. スポーツ財政とは何か

ここでは、本稿の論究の対象となっているスポーツ財政の概念について検討していくことにしたいが、その前にスポーツということをどのように把握しているかを提示しておきたい。スポーツとは何かについてはさまざまな規定の仕方があって必ずしも一律に規定できない難しさはあるが、ここでは一応関 春南氏が規定している「学校及び社会で行なわれている体育・スポーツ・レクリエーションなどと呼ばれている身体運動を総称して呼ぶこととし、身体運動を中核として形成されている文化」⁶⁾ という規定を採用しておきたい。

さて、スポーツ財政の概念規定の検討にはいるわけであるが、これまでスポーツ財政とは何かについて言及したものは、筆者の知るかぎりそれほど多くはみあたらない。そこでスポーツ財政が、これまで教育財政の一分野として考えられてきたことや実体としても教育財政のなかに含まれてきた経過を考慮にいれて、まず教育財政の概念の検討からすすめていくことにしたい。多少引用が長くなるきらいはあるが、スポーツ財政の概念を考えるうえでいくらかの重要な示唆を得られると思われるので、これまで教育財政とは何かについて言及したものを列挙してみることにする。

「教育財政は、教育の規模と内容を数字で表わしたものである。」⁷⁾「教育財政とは、いうまでもなく教育にかんする財政（公経済）であり、国および地方公共団体が、教育に必要な経済的手段（財貨）を取得・管理・支出する経済行為」⁸⁾「学校財政を含む教育財政とは、国民から徴収した租税を国・地方公共団体の行政行為を通して教育費に支払う活動であり、教育政策を遂行するための基礎的条件であり、国・地方公共団体が公教育の営為に必要な経済的需要をまかなうために行なう経済的活動であって、教育財政は教育行政の規模と内容を数字であらわしたもので、教育の質と量を規定するもの」⁹⁾「教育財政は、教育機能を支える物質的基礎である。その構造は、教育機関設置主体（国・地方公共団体・学校法人）の教育イデオロギーの客観的表現である。」¹⁰⁾「教育財政は国家又は地方公共団体の何等かの権力関係において、教育のための財産設備その管理及び支出をなす公的作用であると観念することができる。」¹¹⁾

以上みてきたように、一般に教育財政とは何かについてみるとその機能的側面に力点を置いたもの、その本質的側面に力点を置いたもの、あるいは両側面にわたって規定したものがみられる。ところでスポーツ財政の概念規定について言及した主なものは、次のようなものがある。

たとえばそのひとつは、宮畑虎彦氏の体育財政の概念規定である。それによれば、「体育財政とは、体育活動に関する財政である。国や地方公共団体が体育行政を行なう場合、それに必要な経費を調達獲得し、保管し、支出し、会計する等の経済活動が即ち体育財政である。」¹²⁾と規定されている。

もうひとつは、八代 勉氏の概念規定である。それによれば、「体育の管理に必要な資金を調達し支出していく活動および体育経費や金銭関係を取り扱うすべての事務処理を含む活動

で、国や地方公共団体などの行政体が行なう体育のためのファイナンスを体育財政と呼び、学校、職場、地域社会などの経営体が行なうファイナンスを体育財務と呼ぶ¹³⁾と規定されている。また、八代 勉氏と全く同様の概念規定をしている宇土正彦氏は、財政と財務の違いについて、「前者がつねに公的性格を有するものであるのに対し、後者は公的、私的性格をあわせ持つもの¹⁴⁾と述べ次のように分類している。

以上みてきたように、これらの規定に共通にみられる体育財政の考え方は、国や地方公共団体などの行政体が行なうための経済的活動がさしづめ体育財政ということになる。

- | | | |
|----|---|------------------------------|
| 財務 | } | 非企業財務 (non-business finance) |
| | | ・家庭財務 |
| | | ・非営利団体財務 |
| | | ・公共財務 (public finance) |
| | | 企業財務 (business finance) |

このような規定の仕方は、確かにスポーツ財政の現象的側面をいいあてていてもスポーツ財政のもつ本質が少しも明らかにされないことはいうまでもないことである。確かに貨幣が流れるという点では、国家の財政にしる企業の財政にしる経済現象であるということには変わりないのである。しかし、「財政は政府が関係した貨幣現象¹⁵⁾であるといわれるように、そこには、「貨幣の流れを通して、実は政治が行われている¹⁶⁾わけであるから、ただ単にスポーツ財政の経済的側面だけからの規定の仕方では不十分といわなければならない。すなわち、これらの規定の仕方の根底には、スポーツ財政の主体である国家権力を与件のものとしていることであり、スポーツ財政の主体である国家権力に対する認識が欠落していることを指摘できよう。そこには、国家の歴史性・階級性といった性格が不問にされ、国家は国民に対して中立的な存在であり、全国民の共同欲望を満たすための「公平な中央事務処理機構」であるという考え方が無意識の前提になっているかあるいは国家権力に対する認識が全く希薄かのどちらかであろう。

このように財政の主体である国家に対する認識の欠落は、当然のことながら特に宇土・八代両氏の概念規定とその分類の仕方にもみられるように、「国家の財政行為の権力的な性格がことごとく抽象されて、財政行為は商品や資金を調達し、サービスを供給する一つの経営体の経済行為と同様な次元で理解されることになる。」¹⁷⁾従って、スポーツ財政が国民に対してもつ役割や意味が見失われ、ただ単に「体育事業」の効果的な運営を促進させるための経済的手段としか理解されないことになる。

いまひとつこれらの概念規定とかかわって指摘できることは、スポーツ政策との関連での規定の仕方が欠落していることである。いうまでもなくスポーツ財政はスポーツ政策の財政的側面である。そしてスポーツ政策は、関 春南氏がすでに明らかにしているように、「権力に支持されたスポーツ理念¹⁸⁾であるから、そこにはスポーツの目的・内容・方法を総体として権力のイデオロギーがなんらかの形で貫ぬかれているわけである。従って、スポーツ財政をたんに国および地方公共団体のスポーツについての貨幣の収入、支出と規定したり、あるいは数量的形式で示されるスポーツ経費の処理方法とみるだけでは、スポーツ財政の本質を正しく把握することは不可能といえよう。

以上みてきたように宮畑・八代の両氏に代表されるスポーツ財政の概念規定は、それがもつ経済現象という側面からだけの規定の仕方になっており、必ずしもその本質が明らかにされない。従って、スポーツ財政とは何かを論じる場合重要なことは、スポーツ財政もまた財政である以上財政の一般的な性格から考えていくことである。すなわち、一般に「財政現象は、政

治と経済の複合現象¹⁹⁾であるといわれる性格である。その点で次のような教育財政の捉え方は、スポーツ財政の概念規定とかかわって重要な示唆を与えるものと思われる。

「教育財政はその機能からみれば国、地方公共団体、学校法人によっておこなわれる教育に関する経費の支払い活動であり、教育制度の維持に必要な経済的手段を調達・管理・使用する一切の作用である。その本質的意義は教育の規模と内容の物質的条件であり、教育政策を遂行するための基礎的条件であって、国民の教育権、教育の機会均等の原則の実質的な達成度を示すとともに、その中に教育政策の意図が貫徹される。」²⁰⁾

このような規定は、財政の貨幣現象という経済現象の側面と政治的現象の側面という両側面からの規定をしているものといえよう。そこでここでは、この概念規定を援用して、次のようにスポーツ財政を捉えておきたい。すなわち、スポーツ財政とは、国・地方公共団体によっておこなわれる、スポーツ制度の維持に必要な経済的手段を調達・管理・使用する一切の作用であり、同時にスポーツ政策を遂行するための基礎的条件であって、国民のスポーツ権・スポーツ活動の機会均等の原則の実質的な達成度を示すとともに、その中にスポーツ政策の意図が貫徹される。

2. スポーツ財政研究の意義

スポーツ財政研究のおくれについては、すでに指摘したがスポーツ財政研究の意義は、ただ空白の研究領域をうめることに尽きるものではない。今日のスポーツをめぐる中心的問題は、各種のスポーツに関する実態調査の結果で示されているように、国民のスポーツに対する要求の高揚と多様化、階層的拡大が進み、そのことが社会問題化しているにもかかわらず、これら国民のスポーツ要求の充足に必要な不可欠のスポーツを行なううえでの物質的諸条件（時間・施設・場所・指導者など）が貧困なままに放置されていることである。そして、「コミュニティ・スポーツ」論²¹⁾に典型的に見られるように、現代資本主義体制の深刻な危機に直面して、その危機回避の最も有効な手段としてスポーツを利用する志向がみられることである。さらに重要なことは、権力の求める方向に水路づけようとするこれらスポーツ政策の根底に、すでに1972年12月の保健体育審議会答申（「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」）²²⁾が提示しているように、「受益者負担」という社会体育を含めて教育全体の思想・理念からいえば一世紀古い原則によっておしすすめていこうとする考え方が横たわっていることである。

このようなスポーツ状況のなかで、我々の中心的な研究課題は、まさしく歴史的に人間が作りだし、発展させてきたスポーツというひとつの文化遺産を、人間の人間らしい発達に不可欠の共有財産として、実質的・具体的に平等に実現するための筋道を解明することにあるとあってよいであろう。この実践的な課題に対し重要な作業のひとつとしてスポーツ財政研究は位置づけられる。考えてみればスポーツ財政といってももとはといえば、実は我々自身の財布からでていっているものであるから、それらがどのような使われ方をしているかを究明することは当然のことといえよう。

もちろんスポーツ財政研究の意義は、ただ今日の支配的なスポーツ財政の分析・批判に尽きるものではない。1960年以降、スポーツ要求の充足を求める新しい運動組織²³⁾の出現に端的に示されているように、スポーツの民主化とその実現を求める主体の広がりや、自治体・国

の政治の革新化の潮流のなかで、民主的スポーツ計画の策定ということが、遠い理論的課題とすることでなくより身近かな実践的課題になりつつあることである。そしてこの民主的スポーツ計画は、それを裏づけるスポーツ財政とワンセットにならないかぎり実現できないものである。そのためにも今日のスポーツ財政のもつ本質や機能を国民の立場から明らかにし、まさしく民主的スポーツ計画の基礎的条件として改変していくことは重要なことであろう。

いまひとつの意義は、スポーツ政策研究とかかわっての意義である。すでにみてきたように、スポーツ政策研究も今日ようやく本格的に言及されてきている。しかしその多くは必ずしも財政分析を伴ったものとはいえない。それだけに若干説得力に欠けることは否めないように思われる。「その時々々の財政は、国家のいろいろの政策と必ず結びついているものであり、一定の財政内容は一定の国家の政策のあらわれであり、また結着である。」²⁴⁾といわれるように、財政分析を伴ってこそスポーツ政策の全面的な究明がより深化するものと思われる。

3. スポーツ財政研究の課題

今日一般に、「財政現象は政治・経済の複合的現象である。」といわれ、そのことがまた財政学研究的対象ともなっている。これに従っていえば、スポーツ財政研究の対象は、「政治と経済との交流するスポーツ領域」とでもいうことができよう。今日、国・地方を含めて多額のスポーツにかかわる経費が現実に支出されているわけである。これらのスポーツにかかわる経費の支出がどのような政治と経済との関連のなかで国民のスポーツの需要をまかなっているのか、かかるスポーツにかかわる経費の充足過程を研究対象としてスポーツ財政は成立するといってよいであろう。

もちろんスポーツ財政として一定不変のものではなく、社会の変化発展とともに歴史的に変化発展するものであり、それは社会の歴史的発展段階、すなわち社会体制の歴史的相違に応じて、その性格や役割も歴史的に異なったものにならざるをえないことはいまでもないことである。従って、スポーツ財政研究の対象は、スポーツ財政一般にあるのではなくて、それぞれの歴史的な社会体制に応じたスポーツ財政をとりあげるべきであろう。ここでは、現実の社会が資本主義社会であるという事実から、資本主義社会におけるスポーツ財政がスポーツ財政研究の中心的な対象といわなければならないであろう。

以上みてきたように、スポーツ財政の研究対象が資本主義社会におけるスポーツのあり方を政治と経済との関連から追求することにあるとしても、より具体的な研究課題が設定される必要があろう。

すでにスポーツ財政の概念規定のところ述べてきたように、スポーツ財政のなかにはスポーツ政策の意図が貫徹されるわけである。また、「あらゆる国家活動は財政の中に集約され、財政および財政政策の面において国家の本質は最も端的にあらわれる。」²⁵⁾といわれるように、財政はその時々々の支配権力の政治目的の具体的表現であるといえる。このことをスポーツ財政に引きよせていえば、時々々の支配権力の政治目的とそれに規定される支配的なスポーツの目的がどのように貫徹されているのかを明らかにしていくことは、スポーツ財政研究のひとつの基本的課題といえよう。

もちろんスポーツ財政研究の課題は、ただどのようなスポーツの政策的意図が貫徹されているのかの解明に尽きるものではない。確かに資本主義社会においては国家の要求がスポーツ

財政の本質的内容であることにはわかりわれないが、しばしばそこには国民のスポーツに関する諸要求が反映される。もちろん支配権力は、それらの諸要求を全面的に受け入れるのではなく、時には妥協し、譲歩し、あるいは歪曲しながらも全体的には資本主義的に利用するように努める。従って、支配権力のスポーツに対する政策意図の解明と同時にスポーツ財政に含まれる国民のスポーツに対する諸要求の性質が具体的に解明される必要がある。すでに述べたように、これまで数量の多寡や配分状態についての現象的な側面を観察・記述したものはあってもスポーツ財政の質的な側面にまで言及した研究は少なく、この点での解明はスポーツ財政研究の重要な課題といえよう。

さていまひとつ重要な課題は、地方自治体レベルのスポーツ財政分析である。これまでのスポーツ政策研究においてもその多くは、国家レベルでの研究であり、地方自治体にまでおいたスポーツ政策研究は非常に少ない。このことは、スポーツ財政の面についても同じような状況である。これまでスポーツ財政に言及したものの多くは、国家レベルの財政の現状を記述したものであり、地方自治体レベルのスポーツ財政についていえばその現状や実態さえも必ずしも十分に明らかにされていないというのが実情であろう。

今日、国家財政と地方財政の関係の特徴は「3割自治」といわれるように国家財政に依存する比率が高くなっていることである。このことは地方のスポーツ財政として例外ではなく、地方自治体がスポーツ施策を進めていくうえで国の補助金に依存せざるをえないのが実情であるといつてよいであろう。「表1」は、戦後のスポーツ振興関係の補助金の推移を示したものである。毎年かなり増大していることが読みとれるが、これは一面では地域住民のスポーツ要求が自治体に集中し、こうして増大する地方財政に対し国家がそのための財源措置をせざるをえなくなってきたことの反映である。他方このような国庫補助金制度は、「交付条件、用途、および使用後の報告について詳細に規定されており、これによって国は地方団体にたいして統制的監督的・後見的に干渉して、地方団体の自治性が無視され、国家的官治がますます強くなる。」²⁶⁾といわれるように、補助金の増大は「中央行政の優位性」を強めることになる。

このような中央集権的官僚主義の補助金制度にもとづく支配階級のスポーツ政策と国民のスポーツ要求の矛盾は、地方自治体のスポーツ行・財政に現象化する。²⁷⁾

表 1 スポーツ振興関係補助金の推移

金額 年度	補助金 (単位百万円)	(比率)	文部省 一般会計 予算指数	金額 年度	補助金 (単位百万円)	(比率)	文部省 一般会計 予算指数
28	14	(1.0)	(1.0)	38	545	(38.9)	(3.3)
29	22	(1.6)	(1.1)	39	802	(57.4)	(3.7)
30	46	(3.3)	(1.2)	40	1,267	(90.5)	(4.2)
31	61	(4.4)	(1.2)	41	1,690	(120.7)	(4.7)
32	1,330	(95.0)	(1.4)	42	1,889	(134.9)	(5.3)
33	147	(10.5)	(1.5)	43	1,776	(126.9)	(6.0)
34	164	(11.7)	(1.6)	44	2,028	(148.7)	(6.8)
35	227	(16.2)	(2.0)	45	2,389	(170.6)	(7.5)
36	252	(18.0)	(2.3)	46	2,892	(206.6)	(8.9)
37	397	(28.4)	(2.7)	47	4,874	(348.1)	(10.8)

(資料) 文部省「学制百年史」1011~1013頁

いうまでもなく地方自治体は住民の生産と生活の原点であると同時に、住民が日常的・継続的にスポーツ活動を追求する場でもある。また、そこにおいてこそ住民本位の民主的スポーツ計画を推進することができる。従って、地方自治体レベルのスポーツ財政分析は不可欠の課題といえよう。

4. スポーツ財政研究の視点

ここでは、これまで述べてきたスポーツ財政の研究課題とかかわって、その考察の視点について検討することにした。これまですでにふれてきたことであるが、従来のスポーツ財政にかかわる研究の多くは、国や地方のスポーツ財政制度の解説や現状について記述したものであった。また、現状の記述にあたってはただその「規模」や「配分状態」の二つの視点からみたものであった。

たとえば、八代 勉氏は、体育財務研究の基礎的問題として体育経費論をとりあげ、その中心的課題を「体育の経営、特に体育事業の効果的な運営を経費の側面から明らかにする点にある」と述べ、さらにその分析に際しては「『内容』と『規模』との視点から分析することである」²⁸⁾と述べている。このような経費の論じ方は、財政学の分野のなかで「伝統的」経費論といわれるものである。²⁸⁾ すなわち、経費の「内容」と「規模」を問題にし、体育事業の効果的な運営にとって、どのような経費（内容）とどのくらいの経費（規模）が必要であるかを分析し、それによって一定の規準を示し、それによって現実の経費の内容や規模を批判したり、弁護したり、あるいは望ましい提言をしたりする論じ方である。

このような八代氏の分析の視点は、その主観的意図はともかくとして、客観的には現状を肯定したうえで、その枠内のなかで経費の内容や規模をいかにすべきかが論じられ主張されているといわざるをえない。つまり、八代氏のいう「体育事業の効果的な運営のために」というときの体育事業の性格を問わないで、それを所与のものとしてそれに対する経費の内容や規模を論じているにすぎない。従って、体育事業をどうみるかによって、それに対する経費についてもさまざまな評価が下さざるをえないことになる。八代氏の体育経費論に代表されるように、これまでスポーツ財政に言及した研究の多くは、財政がもつ貨幣現象という経済現象の側面だけから論じたものであった。すでにみてきたように、財政は単なる経済現象ということではなく、それは政治的な意味をもって行なわれる経済現象であるという捉え方が、スポーツ財政をみていく場合にはどうしても必要である。つまり、財政の経済現象という側面にだけ注目すると、それがもつ政治的な意味を見失うことになるし、逆にその政治的側面にだけ注目すると、経済現象としての側面が見失われることになる。従って、スポーツ財政をみていく場合もそれを政治と経済の複合現象であるという視点から考察を進めていくべきであろう。

いまひとつ重要なことは、スポーツ財政もまた社会現象のひとつであるという認識の必要性についてである。いうまでもなく財政は国家の行なう政治現象であり、それは社会現象のひとつである。従って、財政といえども自然現象と違い社会現象に共通した特徴ないし本質としての歴史的・階級的性格を有していることである。従って、社会現象としての財政を研究の対象としてとりあつかおうとするかぎり、社会現象のこうした一般的な特質ないし本質にしたがって、アプローチと認識の仕方も常に歴史的・階級的視点に立って論じることでなければならない。

ここでの論究の対象となっているスポーツ財政に即していえば、資本主義社会におけるスポーツ財政を歴史的・階級的視点にたつて、それがもつ歴史性と階級性を明らかにしていくことであろう。以上述べてきたような視点が、スポーツ財政を考察していく場合どうしても必要であろう。

すなわち、スポーツ財政は、どのような政治・経済的関連のなかで生起し展開しているのか、それはまたどのような構造をもっているのか、そしてスポーツ財政はどのような社会的意味をもち、何に対してどのような機能を果しているのか、全体としてみた場合、そこにはどのような運動法則が貫いているのか、といった視点から国民の立場に立って考察していくことが必要であろう。

おわりに

これまで、我々もまたスポーツ財政を単なるスポーツの経済的手段（外的条件）として理解し、その他のスポーツにかかわる容観的条件（施設・場所・指導者など）と同次元のものとして考えてきたのではないだろうか。このことは、これまでスポーツ財政に言及した多くのものが、その金額の大小を問題にしてきたことからもうかがえる。

すでに、五十嵐 顯氏は、「教育費は近代資本主義社会における社会と教育との関係を反映している教育の基礎的概念」²⁹⁾として把握され対象化され、そのなかに支配する階級の教育目的が付与されたもの、いわば教育政策の物象化・具体化された性格を指摘されている。我々もまたスポーツ財政を考えていくうえで、このような視点は多くの示唆を与えるものと思われる。

これまでの検討からいえば、スポーツ財政は、国家のスポーツにかかわる経費であるという性格と機能をもち、国家を中心とする財政主体が歴史的・社会的諸関係を基盤にし、かつそれを支えている現代資本主義体制の政治的・経済的要求に規定されたスポーツ目的を実現しようとする手段としての性質をもっているものということができよう。

冒頭において述べたように、本稿はスポーツ財政論の枠組やアプローチの仕方について検討したものにすぎない。従って、ここで結論づけられている内容は、今後の研究の仮説以上のものでないことはいうまでもないことである。そういった意味で、スポーツ財政の現実の実証的研究が強く要請される。これまでの文中のなかで、多くの先学の業績について、不十分な理解のうえでとりあげたのではないかと懸念している。その点で多くの方々の批判をあおぎ、さらに深めていきたいと思っている。

（この小論は、大宮教授に献げるものである。）

<注>

- 1) 草深直臣「戦後日本体育政策史序説」『立命館大学人文科学研究所紀要』第25号, 1977年, 第29号, 1979年。中村敏雄編著『スポーツ政策』（スポーツを考えるシリーズ第4巻）大修館書店, 1978年。体育社会学研究会編「スポーツ政策論」『体育社会学研究』第7号, 道和書院, 1978年。関春南「スポーツ政策論研究序説」『一橋大学研究年報』19号, 1975年。関春南「戦後日本のスポーツ政策」『一橋大学研究年報』14号, 1970年。
- 2) たとえば, 上羅広「地域スポーツ政策の展開と住民」『体育社会学研究』第7号, 道和書院, 1978年などはその数少ない貴重な研究といえよう。

- 3) 望月健一「社会体育の行財政」『現代社会体育論』不昧堂出版, 1977年。島崎仁「スポーツ行政」『生涯スポーツ』プレスギムナスタカ, 1977年。浜口陽吉『新体育行政』泰流社, 1974年。桑野豊「社会体育の行政」『社会体育』第一法規, 1972年。長谷川純三「社会体育の行政」『概説社会体育』第一法規, 1966年。影山健「体育行政」『スポーツ科学講座』第10巻, 大修館書店, 1965年。宮畑虎彦『体育行政』不昧堂書店, 1958年。
- 4) たとえば, 望月, 前掲, 285~288頁, 桑野, 前掲, 197~202頁などはその代表的な例といえよう。
- 5) 草深, 前掲, 第25号, 5頁。
- 6) 関春南「スポーツ政策論研究序説」『一橋大学研究年報』19号, 1975年, 82頁。
- 7) 内藤蒼三郎『教育財政学』誠文堂新光社, 1953年, 1頁。
- 8) 伊藤秀夫・吉本二郎編著『改訂教育制度論序説』第一法規, 1969年, 137頁。
- 9) 兼子・永井・平原編著『教育行政と教育法の理論』東京大学出版会, 1974年, 234頁。
- 10) 大沢勝「教育」『講座現代日本資本主義』第4巻, 青木書店, 94頁。
- 11) 伊藤和衛『現代教育財政』明治図書出版, 1950年, 21頁。
- 12) 宮畑, 前掲書, 164頁。
- 13) 八代勉「体育財務・体育事務」『体育管理学入門』大修館書店, 1976年, 121頁。
- 14) 宇土正彦『体育管理学』大修館書店, 1970年, 216頁。
- 15) 高橋誠「現代の政府部門」『セミナー経済学教室』7号, 9頁。
- 16) 高橋, 前掲, 10頁。
- 17) 島恭彦・林栄夫編著『財政学原理』(財政学講座第1巻)有斐閣, 1972年, 6~7頁。
- 18) 関, 前掲『スポーツ政策論研究序説』
- 19) 林・高橋・柴田・宮本編著『現代財政学』(現代財政学体系第1巻)有斐閣, 1974年, 頁2。
- 20) 国民教育研究所編『国民教育小事典』草土文化, 1973年, 83頁。
- 21) この点については, 森川貞夫「『コミュニティ・スポーツ』の問題点」, 拙稿「『コミュニティ・スポーツ』に関する一考察」(体育社会学研究4)の論文を参照されたい。
- 22) 答申は, 「資金の確保と経費」のところで, 「わが国の体育・スポーツはややもすると事業主体者がすべての経費を負担するという考え方が強かったが, 体育・スポーツは本来みずからのためにおこなうものであるから, 今後は日常的な体育・スポーツ活動への参加に必要な経費については, 手軽に参加できる範囲において参加者みずからこれを負担するという考え方をそだてることもたいせつである」と論じている。文部省『保健体育審議会答申』1973年, 54頁。
- 23) 自主的・民主的なスポーツ組織として「新日本体育連盟」が, 1965年結成された。
- 24) 宇佐見誠次郎『財政学』上巻, 法政大学出版局, 1975年, 18頁。
- 25) 宇佐見, 前掲書, 24頁。
- 26) 名和弘彦「教育財政の機能」『教育財政と学校』(教育管理職のための教育行政講座第2巻)明治図書出版1967年, 123頁。名和氏は, 国庫補助・負担制度についてさらに次のような欠点が生じることを指摘している。1. 地方団体は補助金や負担金の件う事業にのみ異常な関心をよせ, こればかりを中心に行なおうとするので地方財政や地方行政は補助金や負担金によって国の意図に左右される結果となる。2. 国庫補助および負担制度は, その支出に際して地方団体に一定額の財政支出を条件とする場合が多く, このことはこの制度が奨励の意味を強くもつことになり, 国の政策が大きく地方に影響を与えることになる。3. 補助金の実績定率負担制度などは貧窮な地方団体よりも富裕な公共団体により有利となって地方財政の不均衡を一層助長することになる。4. 補助金の交付を受けるための政治的努力が地方財政を一層ゆがめたものにする。
- 27) たとえば, スポーツ振興法第20条は, 公共スポーツ施設の補助率を定めているが, そこでは用地の取得については補助の対象としていない。公園内に「運動施設」設置を規定している都市公園法の補助の割合・対象(建設費補助=1/2, 用地費補助=1/3)に比べても特別に劣悪なものとなっており, その実態は補助率1/3が常態化してしまっているといわれている。このような劣悪な補助金制度は, 地方自治体に多大な超過負担を強いることになり, 地方自治体の財政を圧迫する。このことは, 「多くのスポーツ施設の設置」を望む住民の要求に十分に応じられない状況をつくりだす。また, 土地不足に悩む大都市においては, 居住地域から離れた場所に建築せざるをえなくなり, 「身近かな手軽に使えるスポーツ施設の設置」を望む住民の要求と矛盾することになる。
- 28) 八代, 前掲, 122頁。
- 29) 五十嵐頤『民主教育と教育学』青木書店, 1978年, 160頁。同氏は, 教育費を次のように規定されている。「教育費ははっきりと社会が教育にたいして提供する経済的条件を貨幣形態で示している。まさにこのことにおいて, 教育が社会と取り結ぶ諸関係は資本主義社会における貨幣の歴史的・社会的性質をうけて抽象的に同質化される。一中略一かんたんにいえば, 教育費はいわば一定の形に総括された教育の経済的条件である。経済的条件は一つの条件として, それは教育と社会との関係の部分的規定である。だが上述のように, 教育費はその特定の性質によって, 教育と社会との関係を全面的に規定しているのである。」, 156~157頁。